

公益社団法人福岡中部法人会 簡保同交会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人福岡中部法人会簡保同交会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、公益社団法人福岡中部法人会（以下「福岡中部法人会」という。）内に置き、その事務の一切は福岡中部法人会事務局に委ねる。

(目 的)

第 3 条 本会は、簡易保険団体払込制度の割引額をもって福岡中部法人会会員の福祉を図ることを目的とする。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 4 条 会員は、福岡市中央区及び南区内に事業所を有する福岡中部法人会の会員又はその代表者であり、かつ、簡易保険の契約があるもののうち第 3 条の趣旨に賛同し、入会申込書を事務局へ提出したものとする。

2 会員は、次の場合にその資格を失う。

(1) 福岡中部法人会の会員でなくなったとき

(福岡市中央区及び南区から他地域へ移転したときを含む。)

(2) 簡易保険契約が消滅したとき

(代表者名義の契約の場合は、その者が代表者でなくなったときを含む。)

(3) 本会から脱退したとき

(解約又は脱退の通知)

第 5 条 会員は、前条第 2 項に該当することとなったときは、その旨を当該月の前月末までに事務局あてに通知しなければならない。

2 本会の一括払込後に前条の通知があったことなどの理由により、払込保険料の掛捨損等が生じた場合の損失額については、当該会員において負担するものとする。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名以内

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2 名

2 役員は、総会において会員の互選又は推薦により選出する。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は差支えあるときは会長の仕事を代行する。

(3) 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理する。

(4) 監事は、年 1 回以上会計を監査しその結果を全会員に報告しなければならない。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第 6 条の役員に欠員を生じたときの補欠の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員報酬)

第 9 条 役員は無報酬とする。

第 4 章 議 決 機 関

(役員会)

第 10 条 会長は、会の運営について必要があるときは役員会を招集する。

2 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

3 役員会の議決は、出席者の過半数で決する。

(役員会の審議事項)

第 11 条 役員会は次の事項を審議する。

(1) 本会の業務の執行に関する事項

(2) 総会から付託された事項

(3) 総会に提案すべき事項

(4) その他役員会で審議することが適当であると認める事項

(総 会)

第 12 条 総会は、毎年 1 回会計年度終了後会長が招集する。

2 総会の議決は出席者の過半数で決する。

(総会の審議事項)

第 13 条 総会は次の事項を審議する。

(1) 収支決算及び予算に関する事項

(2) 役員の互選に関する事項

(3) 規約の改廃に関する事項

(4) 本会の解散

(5) 役員会から提案された事項

(6) その他総会で審議することが適当であると会長が認めた事項

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(団体払込)

第 15 条 事務局は、会員が支払うべき簡易保険に係る保険料を月ごとに取りまとめ、その月の最終勤務日までに福岡中央郵便局へ払い込むものとする。

(団体割引額の管理)

第 16 条 簡易保険団体保険料割引額は、会長を代表とする預金口座をもって管理する。

(所有権の所属)

第 17 条 前条の預金は、会員に対する福利厚生が完了するまでの間は、これを全会員の共有とする。

(収 入)

第 18 条 本会の収入は、簡易保険団体保険料割引額から会員に対して福利厚生に充てるべき額を控除した額等とする。

(運営費)

第 19 条 本会の運営費は、前条の収入をもってこれにあてる。

(決 算)

第 20 条 本会の決算については、毎会計年度の終了後、速やかに監事の監査を経て役員会及び総会に報告しなければならない。